四街道市国民保護計画

令和6年12月修正

四街道市

四街道市国民保護計画目次

第1編総	則	• 1
第1章	目的と構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	市地域防災計画との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章	武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	武力攻撃事態の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	緊急対処事態の事態例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	NBCを使用した攻撃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第4章	市の地理的、社会的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	位 置	
2	気 候	8
3	人 口	
4	道路の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	公共交通等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
6	本市での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第5章	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第2編 武	力攻撃事態及び予測事態への備えと対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第1章	平素からの備え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第1	組織・体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1	市における組織・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2	関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	通信の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
4	110 100 100 100 100 100 100 100 100 100	26
5		33
第2		35
1	避難に関する基礎的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の基礎的情報の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

第3	物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
1	市における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	医療救護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
1	初期医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第5	避難行動要支援者等の支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
1	避難行動要支援者に関する配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2	社会福祉施設等における備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
3	児童・生徒等の避難時の配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	外国人に対しての配慮 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42
第6	国民保護に関する理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
1	国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第2章	武力攻撃事態及び予測事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第 1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第2	市国民保護対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
1	市国民保護対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
2	通信の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第3	関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
1	国・県の対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
6	市の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
7	自主防災組織等に対する支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
8	住民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第4	警報及び避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
1	警報の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
2	避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第5	救 援	73
1	救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
2	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
3	救援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
4	救援の基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第6	安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
1	安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

2	2	県に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
3	3	安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
4	ļ	日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
第7	7	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
1	l	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
2	2	生活関連等施設における災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
3	3	N B C 攻撃による災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
4	ļ	応急措置等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第8	3	被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第9)	保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
1	l	保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
2	2	廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
第1	0	国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
1		生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
2	2	避難住民等の生活安定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3		生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1	1	特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
⁄× ο 4≡	57 <i>4</i>		^^
第3編	彩流	急対処事態への備えと対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1章		総 論·····	
第1		基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	2	事態想定ごとの被害概要 · · · · · · · · · · · 1	
1		攻撃対象施設等による分類 · · · · · · 1	
2		攻撃手段による分類	
第3	3	平素からの備え	
1		関係機関によるネットワーク等の構築と活用・・・・・・・・・・・・ 1	
2	2	市が管理する公共施設における警戒・・・・・・・・・・・1	
3	3	対処マニュアル等の整備及び留意点 · · · · · · · 1	02
第2章	<u> </u>	緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	103
第1		事態認定前の対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	103
1		緊急事態連絡室等の設置及び初動措置・・・・・・・・・・・・・・・・・1	103
第 2	2	市緊急対処事態対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	105
1		市緊急対処事態対策本部の設置手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	105
2	2	その他市緊急対処事態対策本部関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	105
第3	3	関係機関相互の連携と主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・1	106
1	l	初動時における連携の基本モデルと主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	106
2	2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・1	108
第4	ļ	緊急対処事態への対処上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・1	118
1		緊急対処事能における警報の通知及び伝達····································	118

2	特殊標章等の標章の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
3	国民経済上の措置の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
第4編 復	[旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
第1章	応急の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
1	基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
2	公共的施設の応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
第2章	武力攻撃災害等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
1	国における所要の法制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
2	市が管理する施設及び設備の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
2	損失補償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121

第1編総則

はじめに (国民保護に関する市の基本的な考え方)

昨今の安全保障環境の最大の特色は、脅威が多様化、複雑化し、また、そうした脅威がいつ、どこで顕在化するか予測することがいっそう困難となっていることである。特に、国際テロ組織などの非 国家主体による活動は、各国にとって重大な脅威となっている。

平成13年の9.11米国同時多発テロをはじめ、スペインやイギリス、インドネシアのバリ島における 爆破テロなど、テロが世界各地で発生している。

さらに、平成18年の北朝鮮による日本海でのミサイル発射事案は、国民に大きな不安を与え、新たな危機に備えることの重要性を再認識させることとなった。そして、その後も弾道ミサイル等の発射が続いている。

こうした状況を踏まえ、国では、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立 並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等にお ける国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)」などの有事関連法が成立 し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

国として総力を挙げた取り組みにより、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとともに、我が国に脅威が及んだ場合には、政府が一体となって総合的に対応すること、このため、平素から国民の保護のための各種体制を整備するとともに、国と地方公共団体とが緊密に連携し、万全の体制を整えることの考えが、平成16年12月に閣議決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」に示されている。

四街道市では、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、又はそのおそれがある場合に備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、「国民保護法」や「国民の保護に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)などに基づき、千葉県及び関係機関との連携を図りつつ、「四街道市国民保護計画」を策定しているところであり、引き続き市としての責務を適切に果たす所存である。

第1章 目的と構成

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、四街道市国民保護計画の目的、構成等について定める。

1 計画の目的

(1) 市の責務 【法第3条】

市は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ)において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

【法第 35 条】

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

【法第35条、第182条】

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市 が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項につい て定める。

- ① 市域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条に規定する、国民保護措置等に関する事項
- ③ 国民保護措置等を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置等を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置等の実施に関する他の地方公共団体その他関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総則

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

3 市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護法に基づく国民保護措置等を実施するために必要な事項などを定める ものであるが、一部は災害対策基本法に基づく風水害や地震などの自然災害や大規模な事故な どに対処するための「四街道市地域防災計画」(以下「市地域防災計画」という。)と類似性 があると考えられることから内容を参考とする。

なお、政府による事態認定が行われる前の初動段階の緊急事態に対しては、その態様に応じ、 市地域防災計画に基づく対処がなされる場合が想定される。

4 計画の変更

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

【法第35条、第39条】

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、「国民保護措置に関する基本方針」として定める。

(1) 基本的人権の尊重

【法第5条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための土地、家屋その他の工作物の使用等、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、また、公正かつ適正な手続の下に行うことに留意する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

【法第6条】

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理することに留意する。

(3) 国民に対する情報提供

【法第8条】

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障がい者、外国人、その他情報伝達に際し配慮を要する者に対しても確実に情報が伝達できるよう、必要な体制を整備することに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

【法第3条】

市は、国、県、近隣市町村、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関等と平素から相互の連携体制を整備することに留意する。

(5) 国民の協力 【法第4条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民 に対し必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思に より、必要な協力をするよう努めることに留意する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

【法第9条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援について高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施に留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

【法第7条】

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、それぞれの機関が自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

【法第22条】

市は、国民保護措置に従事する者に対し、国や県等から入手した情報、武力攻撃災害の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡、応援体制の確立等により、その者の安全の確保に十分に留意する。

また、国民保護措置の実施に際し、市の要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供する等により、その者の安全の確保に十分に留意する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、市に居住し、又は滞在している外国人についても武力攻撃事態等から保護するなど、国民保護の対象であることに留意する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の類型を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類型	特 徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地 域からの先行避難が必要となる	一般的に国民保護措置を実施すべき地 域が広範囲に渡る
がリラや特殊部隊によ る攻撃 事前にその活動を予測・察知する が困難で、突発的に被害が生じる を想定		攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係 機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は 極めて困難で、発射後極めて短時間で 着弾する	迅速な情報伝達等による被害の局限化 が重要であり、地下又は堅ろうな建物 内への避難が中心となる
航空攻擊	航空機による爆撃であり、攻撃目標の 特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を 広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態の事態例

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の類型を対象とする。

なお、緊急対処事態については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃と類似 の事態が想定されるため、その際は武力攻撃事態の対処に準じて行う。

分類	類型	事 態 例
対象	危険性を内在する物質を有する 施設等に対する攻撃が行われる 事態	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・原子力事業所等の破壊
対象施設等	多数の人が集合する施設、大量 輸送機関等に対する攻撃が行わ れる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破・列車等の爆破・政治経済活動の中枢(庁舎、議会、交通施設、トンネル、電力・通信施設等)に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる 事態	・ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)等の 爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。)が行われることがあることに留意する。

兵器の種別による特徴は次のとおり。

種別	特徵
核兵器等 (Nuclear&Radiological weapons)	 ・核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質とを組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ・放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ・原因となる放射性物質や放射線量の特定が困難である。
生物兵器等 (Biological weapons)	 ・人に知られることなく散布することが可能である。 ・生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ・生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
化学兵器等 (Chemical weapons)	 ・急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ・建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ・地形・気候等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ・化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位 置

四街道市は千葉県の北部に位置し、県都千葉市へ8キロ、都心へ40キロの圏内にあり、広域 幹線道路の国道51号、東関東自動車道が横断し、千葉市・佐倉市に隣接している。市域は東西 7キロメートル、南北9キロメートル、面積は34.52平方キロメートルである。

2 気候

市の気候は温暖で、気象庁千葉特別地域気象観測所の観測では令和5(2023)年の年間平均 気温は18.1℃で、年間降水量は1,268.5mm となっている。

市の気候





出典: 気象庁

3 人口

(1) 人口推移

昭和30年(1955) 3月、千代田町と旭村が合併し四街道町が誕生、人口は1万8014人であった。昭和40年代前半から旭ケ丘グリーンタウン、千代田団地、みそら団地などの大型団地が誕生し、首都圏のベッドタウンとして急速に人口が増加するとともに、自然と都市機能が調和したまちとして成長してきた。

令和6年5月1日現在、住民基本台帳では人口96,387人、世帯数44,121世帯で、1世帯あたりの平均人数は約2.18人である。

1世帯あたりの人数は、核家族化の進行により長期的な減少傾向が続いている。

(2) 年齢構成

本市においては、人口の少子化と高齢化が進行している。今後もこの傾向は続いていくもの

と予想される。

四街道市の人口]年齢構成
---------	-------

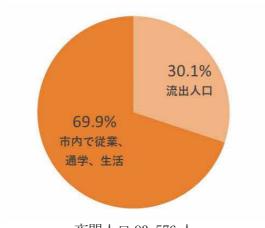
年齢	0~14歳	15~64 歳	65 歳以上	総数
人口 (人)	12, 714	56, 441	27, 232	96, 387
比率 (%)	13. 2%	58.6%	28. 2%	100.0%

出典:住民基本台帳 R6.5.1現在

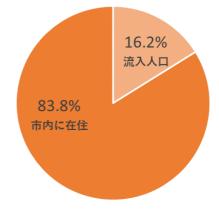
(3) 人口流動

本市に在住している通勤・通学者のうち約30.1% (28,130人) が市外へ、本市に通勤・通学 している人の約16.2% (12,610人) が市外在住となっている。

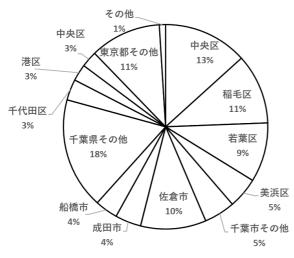
市における昼間人口は78,056人、夜間人口(常住人口)は93,576人であり、昼夜間人口比率は約83.4%となっており、夜間人口が昼間人口を上回っている。(令和2年国勢調査)



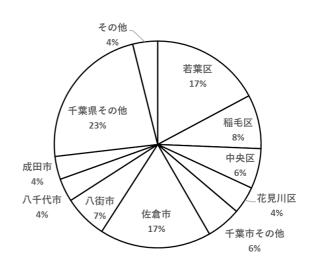
夜間人口 93,576 人



昼間人口 78,056 人



流出人口割合内訳28,130人



流入人口割合内訳12,610人 出典:R2国勢調査

4 道路の位置等

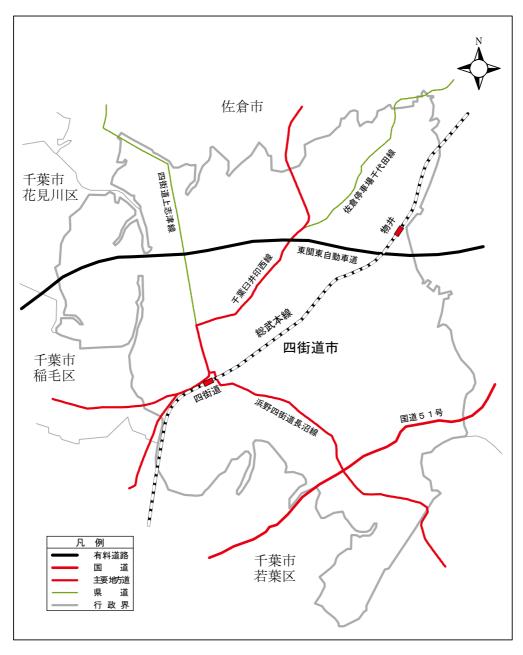
本市は千葉市、佐倉市に隣接し、東関東自動車道や国道51号など東西方向の交通が主流であり、市街地を南北に連絡する交通が脆弱となっている。

また、都市計画道路の整備率も近隣市町村と比較し低い水準となっている。

高規格幹線道路として、東関東自動車道が本市を東西に横断し、四街道インターチェンジが 設置されている。

本市は、千葉市に隣接しており、また、成田国際空港にも近接していることから通過交通量の割合が多く、その多くが駅を中心に市街地を東西に横断するものが主体となっている。

令和4年度末の都市計画道路整備率は52.3%で、県平均の60.6%に比べて立ち遅れている。



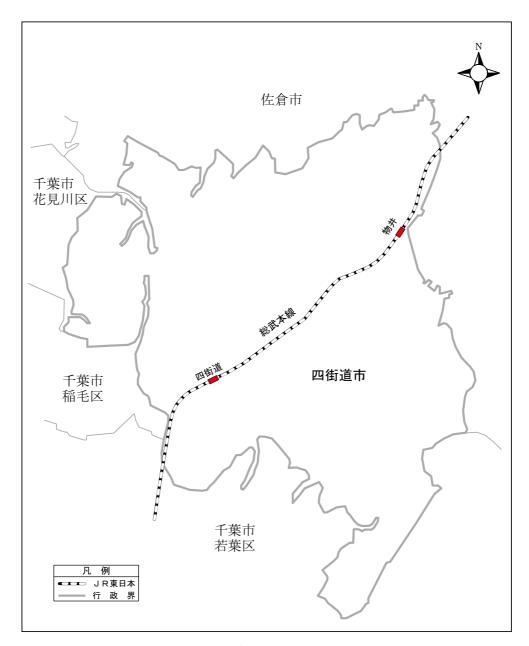
道路の位置

5 公共交通等

本市にはJR東日本(東日本旅客鉄道(株))総武本線四街道駅と物井駅の2駅があり、通 勤・通学のための交通は、四街道駅に集中している。

今後は、通勤通学者の利便性の向上を図るため、四街道駅については、周辺の交通混雑の解消を図り、便利で安全な交通拠点をめざすことが必要である。

バスについては、現在、JR東日本四街道駅を基点とする路線サービスが提供され、市内循環バス「ヨッピィ」とともに市域内移動の日常的な足として重要な役割を担っている。



鉄道等の位置等

6 建物

本市の全建物総数35,145棟(令和4年現在)のうち、木造棟数が26,986棟、S造棟数が6,101棟、RC造棟数が2,058棟となっている。

7 本市での留意点

(1) 高齢社会への移行

令和6年5月1日現在では65歳以上の高齢者人口が28.2%であり、高齢者人口の占める割合が急速に伸びている。したがって、避難行動要支援者等への避難・支援のあり方に留意する必要がある。

(2) 帰宅困難者の発生

本市は昼間の流出人口が非常に多く、災害時には帰宅困難者が多数生じる可能性があり情報 伝達、安否情報の提供、避難誘導等について留意する必要がある。

(3) 道路の制約

本市は千葉市、佐倉市に隣接し、東関東自動車道や国道51号など東西方向の交通が主流であり、通過交通量が多く、市街地を南北に連絡する交通が脆弱となっている。

また、都市計画道路の整備率も近隣市町村と比較し低い水準となっているため避難路の確保に留意する必要がある。

(4) 鉄道の運行停止

本市にはJR東日本(東日本旅客鉄道(株))総武本線四街道駅と物井駅の2駅があり、通勤・通学のための交通は、四街道駅に集中しているため、鉄道が災害を受けた場合の代替交通の確保に留意する必要がある。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図示する。

国 (対策本部) 千葉県(対策本部) 四街道市(対策本部) 警報の発令 警報の市町村への通知 警報の伝達(サイレン等を使用) 避 避難の指示 避難の指示の伝達 避難措置の指示 指示 難 (避難経路、交通手段等) (要避難地域、避難先地域等) 避難住民の誘導 (避難実施要領の策定) 是正 住 (消防等を指揮、警察・自衛隊等 に誘導を要請) 民 指示 救援の指示 · 救援· 救援に協力 · 食品、生活必需品等 救 協 の給与 是正 援 収容施設の供与 力 医療の提供 対武処力 武力攻撃災害の防御 消防 武力攻撃災害への対処の指示 指示 指示 (消防庁長官による消防に関する指示) 応急措置の実施 応急措置の実施 擊 大規模又は特殊な武力攻撃災害 警戒区域の設定・退避の指示 警戒区域の設定・退避の指示 災 (NBC攻撃等) への対処 害 緊急通報の発令 生活関連等施設の安全確保 の 国民生活の安定 措置の実施要請 措置の実施要請 総合調整 総合調整 対策本部における 対策本部における 対策本部における 総合調整 総合調整 総合調整の要請 総合調整 総合調整の要請 指定公共機関 ・放送事業者による警報等の放送 ・日本赤十字社による救援への協力 ・運送事業者による住民・物資の運送 指定地方公共機関 ・電気・ガス等の安定的な供給

国民保護に関する措置の仕組み

国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

【武力攻撃災害とは】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その 他の人的又は物的災害をいう。

国民保護における役割

【市】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避 難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃 災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難 に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
- 9 国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助
	の指導・調整
	2 他管区警察局との連携
	3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収
	集並びに報告連絡
	4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設
	置及び使用の規律に関すること
	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資
千葉財務事務所	2 金融機関に対する緊急措置の指示

	3 普通財産の無償貸付
	the state of the s
↑#\$ 次C 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
横浜税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局千葉県拠点	1 応急用食料調達・供給支援
	2 農業用ダム等の安全確保
	3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染
	農産物の安全確認
	4 家畜保護に関する配慮
	5 農林水産業に係る被害拡大防止
	6 農林水産業関係施設の応急の復旧
	7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置
	8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保
	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全
	2 鉱山における災害時の応急対策
	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木
利根川上流河川事務所	施設の応急復旧
利根川下流河川事務所	2 港湾施設の使用に関する連絡調整
江戸川河川事務所	3 港湾施設の応急復旧
首都国道事務所	3 俗传施议》》心态後山
千葉国道事務所 千葉港湾事務所	
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1、左六年本本 0、年初 1111 11
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整
+	2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局成田空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整
	2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の
	指示の伝達
	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及
	び安全の確保
	3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り
	制限区域の指定等
	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指
	示
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救
	急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関
	する措置
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調
	整
	2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の
	指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報
	の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨
	時の設置における協力
	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な
	通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路、空港の管理者	1 道路及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力
	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維
	持

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1 組織・体制の整備等

1 市における組織・体制の整備

【法第41条】

(1) 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務		
各部共通	・各部に関する武力攻撃災害対応体制の整備		
行即共进	・所管施設の管理に関すること		
	・国民の保護に関する総合調整に関すること		
	・市国民保護協議会の運営に関すること		
	・市国民保護計画に関すること		
	・避難施設の指定に関すること		
	・物資及び資材の備蓄に関すること		
た機管理監 危機管理監	・通信体制の整備に関すること		
/已/	・国民保護に係る研修、訓練に関すること		
	・特殊標章の交付等に関すること (消防職員に係るものを除く)		
	・初動体制及び職員参集基準に関すること		
	・住民への警報伝達及び緊急通報の伝達に関すること		
	・安否情報及び被災情報の収集・提供体制の整備に関すること		
	・関係機関との連絡調整に関すること など		
	・市有財産の管理に関すること		
	・庁舎等の電源確保に関すること		
	・車両等の燃料確保、運行及び配分体制の整備に関すること		
	・車両及び資機材の確保に関すること		
経営企画部	・各種システムの被害状況の把握と復旧体制の確保に関すること		
在 呂	・被害状況の関係機関への報告体制の整備に関すること		
	・報道機関との連絡調整及び災害広報体制の整備に関すること		
	・災害資料の収集整理及び印刷体制の整備に関すること		
	・写真、ビデオ等による記録の管理体制の整備に関すること		
	・国民保護関係予算措置に関すること など		

総務部	・市職員の配備に関すること・応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関すること・市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付体制の整備に関する
選挙管理委員会事 務局	こと ・電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達体制の整備に関すること ・各制度等に基づく人的、物的支援の要請等、受援の総括に関すること ・他市町村の応援職員の配備に関すること ・人的受援ニーズのとりまとめに関すること
監査委員事務局	・職員の給食及び衛生管理に関すること ・死体の埋火葬許可証に関すること ・倒壊家屋の調査に関すること ・被災者に対する市税の減免に関すること など
地域共創部	・物資の運送体制の整備に関すること ・緊急生活必需物資及び食品等の調達、確保、供給、管理体制に関すること ・備蓄品の管理及び配分に関すること
農業委員会事務局	・鉄道、バスその他交通関係機関との連絡体制の確保に関すること ・区・自治会、市民団体等との連絡体制の確保に関すること など
福祉サービス部	・避難行動要支援者の対策に関すること ・日本赤十字社千葉県支部との連絡体制の確保に関すること ・社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に係る体制の整備に関 すること ・ボランティアの受入、配置の体制整備に関すること など
健康こども部	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・被災者の医療、助産、救護、保健衛生の整備に関すること ・施設利用者の安全、避難に関すること ・幼児教育・保育施設との連絡調整体制の整備に関すること ・医療機関との連絡調整体制の整備に関すること など
環境部	・廃棄物処理に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬体制の整備に関すること ・防疫体制の整備に関すること ・仮設トイレの設置、管理の体制整備に関すること ・動物保護等の体制整備に関すること など
都市部	・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること ・市営住宅・公園施設等の応急復旧体制の整備に関すること ・避難者の誘導及び救援体制の整備に関すること ・道路、橋梁等の応急復旧体制の整備に関すること など
会計課	・国民保護関係経費の出納に関すること
議会事務局	・議会との連絡調整に関すること
上下水道部	・公共下水道の保全に関すること

	・飲料水の確保及び供給に関すること
	・水道施設の保全に関すること など
	・避難所の開設及び運営体制整備に関すること
	・児童生徒等の保健に関すること
**************************************	・児童生徒等の安全、避難体制の整備に関すること
教育部	・学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する体制の整備に関すること
	・文化財の被害調査及び応急復旧に関する体制の整備に関すること
	・学用品の確保、調達体制の整備に関すること など
	・武力攻撃災害における活動体制の整備に関すること(救急・救助活動を含
	む)
	・緊急消防援助隊の受入れ体制の整備に関すること
消防本部	・消防団活動に関すること
	・避難者の誘導及び救援体制の整備に関すること・生活関連等施設、危険物
	質等の取扱所の安全対策の支援に関すること
	・特殊標章の交付及び管理に関すること(消防職員に係るものに限る)など

* 国民保護に関する業務の総括、各部課等間の調整等については、危機管理監が行う。

(2) 市職員の参集基準等

① 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

② 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、夜間・休日における連絡体制を確立し、 当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び危機管理室職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

③ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、 その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

	体制	参 集 基 準
ア	担当課体制	国民保護担当課職員が参集
1	緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集 を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応 じ、その都度判断
ウ	市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
市の全部課室での		対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	ア
事態認定前	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の 人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		1
	市国民保護対策	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等 の対応が必要な場合	ア
事態認定後	本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	1
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		ウ

④ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理室職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

⑤ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を本部員の代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集体制を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、市対策副本部長及び市国民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長、副本部長、本部員の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市長(本部長)	副市長	教育長	危機管理監
副市長 (副本部長)	教育長	危機管理監	経営企画部長
経営企画部長	経営企画部副参事(政策調整担当)	政策推進課長	秘書課長
総務部長	総務部副参事(政策調 整担当)	総務課長	人事課長
地域共創部長	地域共創部副参事(政 策調整担当)	みんなで課長	くらし安全交通課長

福祉サービス部長	福祉サービス部副参事 (政策調整担当)	社会福祉課長	高齢者支援課長	
健康こども部長	健康こども部副参事 (政策調整担当)	子育て支援課長	保育課長	
環境部長	環境部副参事(政策調 整担当)	環境政策課長	廃棄物対策課長	
都市部長	都市部副参事(政策調 整担当)	都市計画課長	土木課長	
会計管理者	会計管理者があらかじめ指定する者			
議会事務局長	選挙管理委員会事務局 長	監查委員事務局長	農業委員会事務局長	
上下水道部長	上下水道部副参事(政 策調整担当)	経営業務課長	水道課長	
教育部長	教育部副参事(政策調整担当)	教育総務課長	学務課長	
消防長	消防本部次長(政策調整担当)	消防本部総務課長	消防本部警防課長	

⑥ 職員の服務基準

市は、「③市の体制及び職員の参集基準等」のア〜ウの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

⑦ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

(3) 消防機関の体制

① 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

② 消防団の充実・活性化の推進等

市消防本部は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市消防本部は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施

するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市消防本部は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の 参集基準を定める。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

【法第6条】

① 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、 国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速 に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項 目ごとに担当部等が処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 ・ 5 項)	
損害補償 (法第 160 条) 国民への協力要請によるもの (法第 70 条第1・3項、第 80 条第1項、第 115 条第1 123 条第1項)		
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)		
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)		

② 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、 場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市行政文書管理規程の定めるところ により、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備

【法第3条】

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

① 地域防災計画における連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、地域防災計画における連携体制を活用し、関係機関との連携を図る。

また、本市は内陸に位置するため、海上輸送による救援物資等については、県及び港を有する東京湾岸各市との連携体制の確保に努める。

② 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合を図る。

③ 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この際、市国民保護協議会の部会を活用する。

(2) 県との連携

① 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に連絡を取り合い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるように努める。

② 県との情報共有

事態の推移予測、警報の内容、避難・救援のための経路や運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

③ 市国民保護計画の変更等に係る県への協議

【法第 35 条】

市は、県との国民保護計画の変更等の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合を図る。

④ 警察署との連携

市は、警察署と道路の通行禁止措置等に関する情報を共有し、また、対処において連携を図る。

(3) 近接市町村との連携

① 近接市町村との連携

【法第 147 条】

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、 近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し 締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武 力攻撃災害の防御、避難の実施、物資及び資材の供給等について相互連携を図る。

② 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図る。

また、この際、消防機関のNBC対応資機材の保有状況を相互に把握する。

(4) 指定公共機関等との連携

① 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡 先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

② 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

③ 関係機関との協定の締結等

【法第 147 条】

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、地域防災計画における連携体制を活用する。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 自主防災組織等に対する支援

【法第4条】

① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の 周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相 互間、消防団及び市等との間の連携を図る。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

② 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携に努め、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会(※)との連携に十分配慮する。

※電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、 非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

【非常通信手段の確保等及び運用】

- ・警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるとともに、県との 連絡を確保するための通信体制の整備に努める。
- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を 含めた管理・運用体制の構築を図る。

設・設備で

- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等による情報収集体制の整備を図る。
- ・県との連携等により、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信 設備を定期的に総点検する。

- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の 整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源 供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実 施を図る。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

開面

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備 え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等、市ホームページ、各種 SNS を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要 する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達 できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

4 情報収集・提供等の体制整備

【法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

② 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

③ 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しな がらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

【法第 47 条】

① 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

② 防災行政無線の確実な運用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系及びその他の防災行政無線の訓練を実施するなど、確実に伝達できる体制を整備する。

③ 警察署との連携

【法第 47 条】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。

④ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

⑤ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行う 必要がある大規模集客施設等として、学校、病院、駅、大型商業施設、大規模集合住宅、 官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設を定める。

なお、定めるに当たっては、県との役割分担も考慮する。

⑥ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

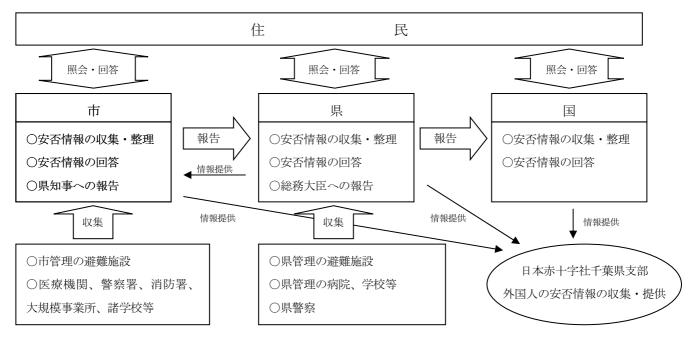
(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

【法第 94 条・第 95 条】

① 安否情報の種類及び報告方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、 原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の 照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」とい う。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情 報システムを用いて県に報告する なお、安否情報の取扱いに関しては、個人情報保護法等の規定に留意する。

【安否情報の収集・提供の流れ】



② 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行い、相互の協力体制を確保する。

また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

③ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、各種学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日時分)

①氏名		
②フリガナ		
③出生の年月日	年 月 日	
④男女の別	男 女	
⑤住所 (郵便番号を含む。)		
⑥国籍	日本 その他()	
⑦その他個人を識別するための情報		
⑧負傷(疾病)の該当	負傷非該当	
⑨負傷又は疾病の状況		
⑩現在の居所		
①連絡先その他必要情報		
⑫親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない	
③知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。		
④①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する	
※備 考		

- (注 1)本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人と は、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注 3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注 4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他(
⑦その他個人を識別するための情報 	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①~⑩を親族・同居者・知人以外の者から	同意する
の照会に対する回答することへの同意	同意しない
※備 考	

- (注 1)本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注1) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

第2条関係) 安否情報報告書 報告日時: 年 月 日 時 分 市工村名: 担当者名	②出生の年 (名男女) ②住 所 ②国籍 別するさんの権 (名貴に)(後元) ②貴庭太宗後 (3現在の書所 (12書格先の) (2種機・同学の参望 月日 の別 (3) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				1の用機の大変を形、日本工業規格はおからいと 「物田里の年日日、電子記号表記の記入をいる 「物田里の年日日、電子記号表記の記入をいる。 「物画権、電子記号表記との記入をいる。 成力攻撃災害により落けられている。 成力攻撃災害により落けられている。 での種別、少智によりには、安定権に対象をは、「の資権には、電子の権力、「の資産の発展している。」 での種別、少智によりには、安定権に対象をは、「の資産には、関係を制御には、「他」、「、「権」、「、「権」、「、「権」、「、「権」、「、「権」、「、「権」、「、」、「、
極大郎 3 中(第 2 朱宮宗)	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				1. 少田教の大心が行、日本日間 「砂田田の作用」 書示出事 「砂田権」 書示日本 国権が出来 「砂田権」 書示日本国権が出い 成力交響機関、近辺の終日では されての報照」 か問いずのの のと回り書館に近回機関には のを回り書館に近回機関に近 条件が「福林」 書に聞いたのし

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

【法第126条、第127条】

① 情報収集・連絡体制の整備

市長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

年月日時分四街道市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時

年 月 日

- (2) 発生場所 ○○○市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的·物的被害状况

	人 的 被 害				住家被害		その他
町名	死 者	行方 不明者	負傷者		全壊	水塘	
		不明者	重傷	軽傷	王坂	半壊	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の 概況を一人ずつ記入してください。

町名	年月日	性別	年齢	概	況

② 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に 対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成 に努める。

5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 研修

① 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修 所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研 修機会を確保する。

② 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e ーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

https://www.kokuminhogo.go.jp/

【総務省消防庁ホームページ】

https://www.fdma.go.jp/

③ 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓 練 【法第 42 条】

① 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

② 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて 参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施 する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設 置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ③ 訓練に当たっての留意事項
- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練との有機的連携に留意する。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、 区・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者 (要配慮者)への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見 を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等の反映に留意 する。
- エ 市は、区・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施に留意する。
- カ 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、 以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

1 避難に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○住宅地図

(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)

○道路網のリスト

(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)

○避難施設のリスト

(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)

○輸送力のリスト

(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)

○備蓄物資、調達可能物資のリスト

(備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト)

○生活関連等施設等のリスト

(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

- ○関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定一覧
- ○区・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)

○消防機関のリスト

(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト)

○避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

【法第3条】

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難 経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密 な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

【法第9条】

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な対策を行い、県の

担当部局等と連携した対応ができるように努める。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、県と連携してこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合に、学校・事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成する「避難実施要領のパターン」作成の手引きを参考に、来訪者や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合があることから、市の行う救援の活動内容や県との救援に関する役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と協議し、明らかにするものとする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の基礎的情報の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設の基礎的情報の把握

市は、県が保有する市域内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

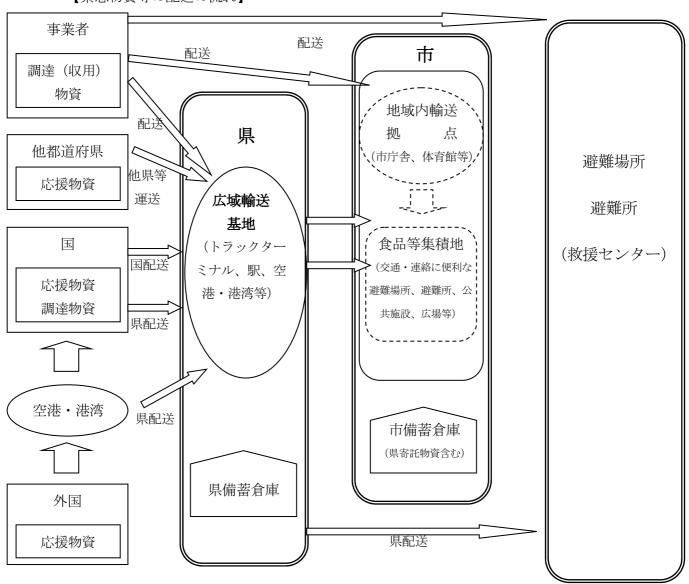
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域内に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、県等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への配送など、 緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

【緊急物資等の配送の流れ】



5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設(その安全を確保しなければ国民生活に著しい 支障を及ぼす、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設及び 武力攻撃事態等において引火、爆発、流出等により危険が生ずるおそれがある物質を貯蔵して いる施設等)について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危 第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管 理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省 環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
第 27 条	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
			農林水産省
	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
第 28 条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素	原子力規制委員会
		(汚染物質を含む。)	//· 1 / 1///
	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び	厚生労働省
	0 9	安全性の確保等に関する法律)	農林水産省

9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署等との連携を図る。

第3 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

【法第 146 条】

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄する。特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し活用することを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の 拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定を

あらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの市民自らによる備蓄の啓発

市は、県及び市が備蓄している物資や資機材のみでは限界があるため、市民が自助として平 素から備蓄に取り組むよう啓発する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の 予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替機能の確保 に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともにバックアップ体制の整備に努める。

第4 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

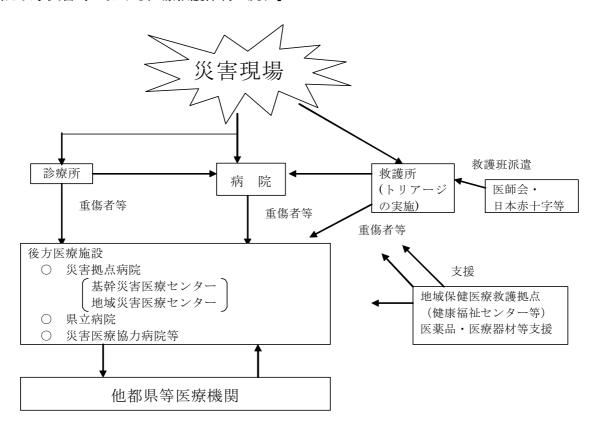
このため、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

1 初期医療体制の整備

市は、県が行う救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための県計画の作成に協力する。 消防本部は、医療機関又は他市等の消防本部と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図るものとする。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進めるものとする。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



出典:「千葉県国民保護計画」より

第5 避難行動要支援者等の支援体制の整備

【法第9条】

高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人などの要配慮者の中で自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 避難行動要支援者に関する配慮

- 市は、避難行動要支援者について、次のとおり配慮する。
 - ア 避難行動要支援者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
 - イ 避難行動要支援者の生活支援のための人材確保
 - ウ 避難行動要支援者の実情に応じた情報の提供
 - エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び 提供
 - オ 病状あるいは障がいの状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
 - カ 避難施設又は居宅への必要な資機材の設置又は配布
 - キ 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
 - ク 要援護者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた 緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとされている。

また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

4 外国人に対しての配慮

市は、外国人に対して、武力攻撃災害に関する知識及び市の対応体制についての普及啓発に 努める。

第6 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法 【法第 43 条】

市は、国及び県と連携しつつ、住民や事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。 また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に 努める。

自助として取るべき行動

- ・国民保護に関わる考え方について把握する。
- ・弾道ミサイル落下時の行動のあり方について把握する。
- ・弾道ミサイル落下時等に備えて一時的に避難できる施設を把握する。
- ・弾道ミサイル発射時の対応については、警戒情報を事前に確認するとともに、安全が確保できる場所も調べておく。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、原因が明らかではないことも多いと考えられる。この際、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が 提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくこと が必要となることも考えられる。

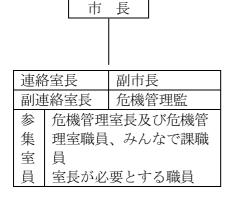
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析 して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制につい て、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対 処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市国民保護対策本部員のう ち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成図】



迅速な情報収集・分析緊急事態連絡室の設置報告必要に応じ連絡員等の派遣要請

四街道市消防本部 県及び印旛地域振興事務所 四街道警察署 陸上自衛隊下志津駐屯地 その他関係機関

② 緊急事態連絡室は、消防機関等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係 する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うととも に、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による 消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、 必要に応じ、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置 を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、四街道警察署と緊密な連携を図る。

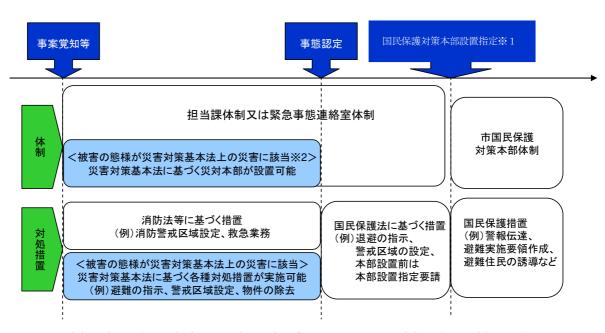
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においても、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、知事を経由た内閣総理大臣への対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置 指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放 出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生 した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市国民保護対策本部の設置

(1) 市国民保護対策本部の設置の手順

【法第25条、第27条】

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市国民保護対策本部 を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集

危機管理室職員は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市国民保護対策本部の開設

危機管理室職員は、市本庁舎本館1号棟に市国民保護対策本部を開設するとともに、市 国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始す る(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段 の状態を確認)。

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代職員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、交代職員の配置、食料・燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 代替施設における本部機能の確保

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ、以下のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

代替施設 第一順位 四街道市文化センター会館棟 第二順位 被害程度の軽少な建物を指定

(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等

【法第 26 条】

市長は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市 における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると判断した場合には、知事を経由 して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市国民保護対策本部の組織構成及び機能

【法第28条】

市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

四街道市国民保護対策本部

本 部	本 部 事 務 局	各 部
本部長	事務局長	経営企画部
市長	危機管理監	総務部
副本部長	副事務局長	地域共創部
副市長	危機管理室長	福祉サービス部
教育長	事務局(危機管理室、みんなで課職	健康こども部
	員及び事務局長が指名する職	環境部
本部員	員)	都市部
経営企画部長		会計課
総務部長		上下水道部
地域共創部長		教育部
福祉サービス部長		消防本部
健康こども部長		議会事務局
環境部長		選挙管理委員会事務局
都市部長		監査委員事務局
議会事務局長		農業委員会事務局
会計管理者		
上下水道部長		
教育部長		
消防長		
本部員会議		
-		
		一 元起劝从平印
本部派遣職 関係機関から		
員 本部長が派遣		
を要請する者		

【市国民保護対策本部事務局の機能】

機能

- ・ 市国民保護対策本部会議の運営に関する事項
- 市国民保護対策本部長の重要な意思決定に係る補佐
- ・ 市国民保護対策本部長が決定した方針に基づく各部に対する具体的な指示
- ・ 市が行う国民保護措置に関する調整
- ・ 県、他市町村及び関係機関への応援要請に関する事項
- 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
- ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約
- 被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況
- 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報
- ・ 市国民保護対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
- 通信回線や通信機器の確保
- ・ 市国民保護対策本部員や市国民保護対策本部職員のローテーション管理
- 市国民保護対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項
- ・ 特殊標章等の交付等に関する事項

【市の各部局における武力攻撃事態における業務】

部局名	武力攻撃事態等における業務
各部共通	・ 所管施設の管理に関すること
経営企画部	・国民の権利利益の迅速な救済手続き等に関すること ・市有財産の管理及び被害調査に関すること ・庁舎等の電源確保に関すること ・車両等の燃料確保、運行及び配分に関すること ・車両及び資機材の借り上げに関すること ・各種システムの被害状況の把握と復旧に関すること ・被害状況の関係機関への報告に関すること ・報道機関との連絡調整及び広報活動に関すること ・災害資料の収集整理及び印刷に関すること ・写真、ビデオ等による記録の管理に関すること ・国民保護関係予算措置に関すること
総務部	・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること ・ 市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付に関すること ・ 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること ・ 各制度等に基づく人的、物的支援の要請等、受援の総括に関すること
選挙管理委員会 事務局	・ 谷制度等に基づく人的、物的文援の要請等、交援の総括に関すること ・ 他市町村の応援職員の配備に関すること ・ 人的受援ニーズのとりまとめに関すること ・ 職員の給食及び衛生管理に関すること
監査委員事務局	・ 死体の埋火葬許可証に関すること・ 倒壊家屋の調査に関すること・ 被災者に対する市税の減免に関すること
地域共創部	・ 被災者への炊き出しに関すること ・ 物資の運送に関すること ・ 緊急生活必需物資及び食品等の調達、確保、供給、管理に関すること
農業委員会 事務局	・ 備蓄品の管理及び配分に関すること ・ 鉄道、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること ・ 区・自治会、市民団体等との連絡調整に関すること
福祉サービス部	・避難行動要支援者の対策に関すること・日本赤十字社千葉県支部に関すること・社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること・ボランティアの受入、配置に関すること
健康こども部	・ 医療、医薬品等の供給に関すること・ 被災者の医療、助産、救護、保健衛生に関すること・ 施設利用者の安全、避難に関すること・ 幼児教育・保育施設との連絡調整に関すること・ 医療機関との連絡調整に関すること
環境部	・ 廃棄物処理に関すること・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること・ 防疫に関すること・ 仮設トイレの設置、管理に関すること・ 動物保護等に関すること
都市部	・ 道路の管理に関すること・ 市営住宅・公園施設等の応急復旧に関すること・ 避難者の誘導及び救援に関すること

r	
	・ 道路・橋梁等の応急復旧に関すること
	・ 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること
会計課	・ 国民保護関係経費の出納に関すること
議会事務局	・ 議会との連絡調整に関すること
	・ 公共下水道の応急復旧に関すること
上下水道部	・ 飲料水の確保に関すること
	・ 水道施設の応急復旧に関すること など
	・ 避難所の開設及び管理運営に関すること
	・ 児童生徒等の保健に関すること
₩ 六 ☆₽	・ 児童生徒等の安全、避難等に関すること
教育部	・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関すること
	・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること
	・ 学用品の給与に関すること
	・ 武力攻撃災害への対処に関すること (救急・救助活動を含む)
	・ 緊急消防援助隊に関すること
消防本部	・ 消防団活動に関すること
	・ 避難者の誘導及び救援に関すること
	・ 生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関すること
	・ 特殊標章等の交付等に関すること (消防職員のものに限る)

(4) 市国民保護対策本部における広報等

【法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に 行う「広報責任者」を設置し広報班長をもって充てる。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ、各種SNS等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸するこ とのないよう迅速に対応する。
- イ 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に 応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ウ 県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置

【法第28条】

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

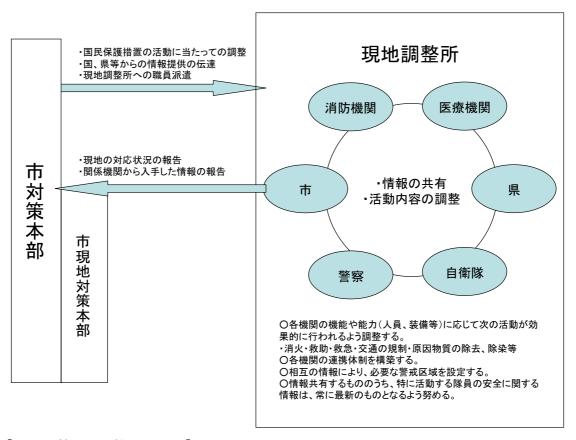
市現地対策本部には市現地対策本部長や市現地対策本部員その他の職員を置く。なお、配置

する市現地対策本部長及び市現地対策本部員は市対策副本部長、市国民保護対策本部員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、現場における関係機関(県、消防機関、警察署等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成の一例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び 退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行う ことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使す ることが可能となる。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その 活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に 推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が 既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

(7) 市国民保護対策本部長の権限

【法第29条】

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の 国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確か つ迅速な実施を図る。

① 市の国民保護措置に関する総合調整 市国民保護対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要 があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、国の国民保護対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等及び要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行う必要があると判断したときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、 市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措

置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市国民保護対策本部の廃止

【法第30条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市国民保護対策本部を 設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の国民保護対策本部との連携

(1) 国・県の国民保護対策本部との連携

市は、県の国民保護対策本部及び、県を通じ国の国民保護対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣する等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

【法第 16 条】

市長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への求め等

市長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

【法第21条】

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する 指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な 要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内 容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

【法第20条】

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする千葉地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東部方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

【法第 17 条】

- ① 市長その他の執行機関(以下「市長等」という)は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

【法第 18 条】

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

【法第19条、施行令第4条】

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請

【法第 151 条、施行令第 37 条】

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方 行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である行政執行法人をいう。)に対し、当 該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあっせん

【法第 152 条、施行令第 37 条】

市長は、(1)の要請を行うときは、知事を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊 急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、市長は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

【第19条、施行令第4条】

- ① 市長は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村長から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市は、所定の事項を公示し、県へ届け出る。また、市長は速やかにその旨を議会に報告する。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

【法第21条】

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、 設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することが できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場 合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

【法第4条】

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

【法第4条】

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 【法第4条】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、 住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力す る者の安全の確保に十分に配慮する。なお、この協力は住民の自発的意思に委ねられるもので あり要請に当たっては強制にならないように配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4 警報及び避難の指示等

1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達等

【法第 47 条】

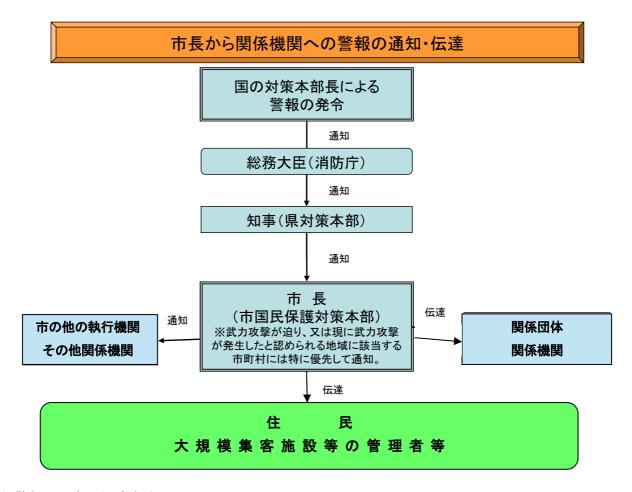
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、 手段、伝達順位)により、速やかに住民及び区・自治会等の関係団体及び関係機関に警報の内 容を伝達する。

① 警報の内容の伝達

市は、他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育所など)に対し、警報の内容を通知する。

また、県と連携して市内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の流れ】



(2) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 警報の伝達 【法第47条】

- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に 注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめと する手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム (J-ALERT) による警報の伝達】

J-ALERT は、消防庁が管理・運用する、対処に時間的余裕がない事態の発生時に通信衛星や地上回線を用いて国から情報が送信され、市の防災行政無線が自動起動し、警報が瞬時に伝達されるシステムである。

J-ALERT によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページへ掲載等することにより、住民への周知を図る。

② 他機関との連携 【法第47条】

市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、市は、警察署の交番、パトカー等の警察官による拡声機や標示を活用した警報の 内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

③ 避難行動要支援者等への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿や個別避難計画(以下、避難行動要支援者名簿等という。)を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月)参照)。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。

【個別避難計画について】

高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して避難の

支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要なことを行うため に作成するひとりひとりの避難支援のための計画のこと。

④ 警報の解除の伝達

【法第51条】

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原 則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の伝達と同様に行う。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

【法第 100 条】

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【警報と緊急通報の相違点】

- ・警報は国の対策本部長が発令するものであり、武力攻撃事態等において武力攻撃から国 民を保護するために発令される。
- ・警報の内容は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が 発生したと認められる地域のほか、市民及び公私の団体に対し周知させる事項である。
- ・警報は、全国民を対象としている。
- ・緊急通報はまさに発生しようとしている武力攻撃災害による危険を防止するために、知 事が発令する。
- ・緊急通報の内容は、武力攻撃災害の現状及び予測のほか、市民及び公私の団体に対し周 知させる事項である。
- ・緊急通報は、当該都道府県区域の住民を対象としている。

2 避難住民の誘導等

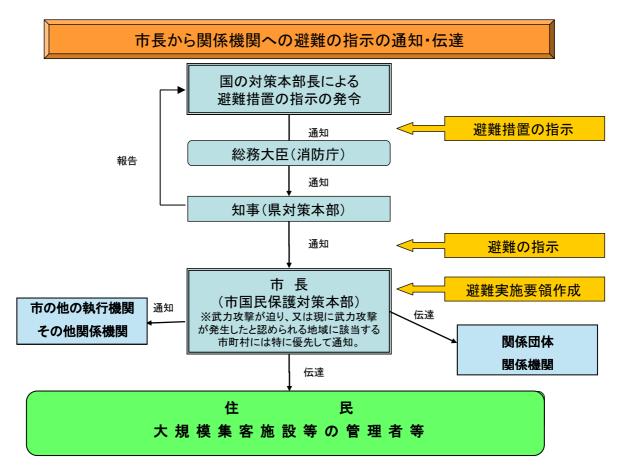
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難の指示の通知・伝達

【法第54条】

- ① 市長は、知事が避難の指示を的確かつ迅速に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



(2) 避難実施要領の策定

【法第61条】

① 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に策定する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難 実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導 に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法

- 工 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

【避難実施要領の策定の際における考慮事項】

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析、特に、避難の指示以前に自主的な 避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難については運送事業者である指定地方公共機関等による運送)
- オ 輸送手段の確保の調整(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿等を踏まえた支援)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用 車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長 による利用指針を踏まえた対応)

② 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

③ 避難実施要領の内容の伝達等

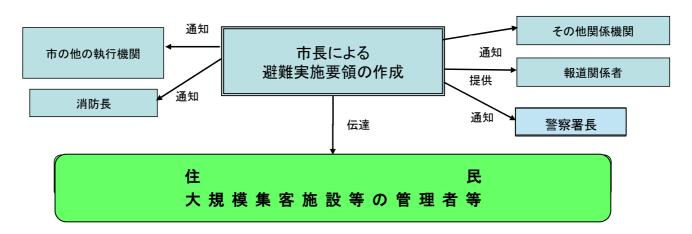
市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係す

る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市域を管轄する消防長、警察署 長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



(3) 避難住民の誘導

① 市長による避難住民の誘導

【法第62条】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市の職員並びに消防長及び消防団長を 指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区・自治会、学校、 事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

② 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、 自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に 関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かし た活動を行う。

③ 避難誘導を行う関係機関との連携

【法第63条、第64条】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請し、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、 市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整 を行う。

④ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

【法第62条】

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑥ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、 当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ただし、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに とどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性 が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得 る。)

⑧ 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報

に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑨ 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を 行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減 に努める。

⑩ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

① 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直 ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

② 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の市と競合するなど広域 的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

【法第71条】

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の 求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に 対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

⑭ 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(4) 他市町村からの避難住民の受入等

市は、要避難地域に指定された他市町村の避難住民について、県からの受入地域としての通知を受けた場合は、国の救援の指示に基づき、県と連携・協力して避難住民の受入、救援等の措置を行う。

① 受け入れ態勢の整備

市は、県から受入地域として決定された旨の通知を受けた場合は、避難住民の受け入れ体制を速やかに整える。

② 避難住民の誘導への協力

市は、他市町村からの避難住民等の避難誘導について、県及び要避難地域の他市町村と協力して実施する。

③ 救援措置

市は、受け入れた避難住民等に対して、県や関係機関等と連携・協力し、食料・飲料水の 提供等必要な救援措置を実施する。

④ 避難住民の安否情報集約

市は、要避難地域の他市町村及び県、関係機関等と協力して安否情報の集約に努める。また、関係する都道府県・市町村が安否情報の提供ができるよう、情報の共有化を図る。

⑤ 平素からの備え

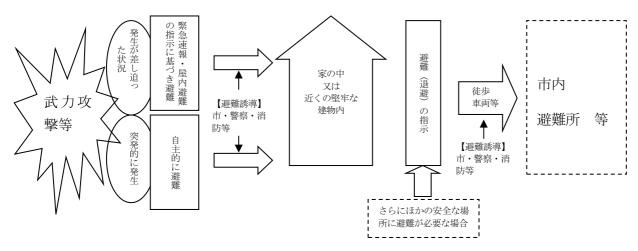
市は、避難住民の受け入れを円滑に行うため、県や要避難地域である他市町村との連携体制や、安否情報の収集・提供・共有の方法の整備に努める。

(5) 武力攻撃事態別の避難住民の誘導等

① 突発的かつ局地的な事態の場合 ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃等を想定する。

ア 屋外で突発的に発生

市域が要避難地域となった場合は、自主的にあるいは当初の屋内避難(退避)の 指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

- ○ゲリラ・特殊部隊による攻撃
 - ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び県知事 による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実 施することが基本となる。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要となる。

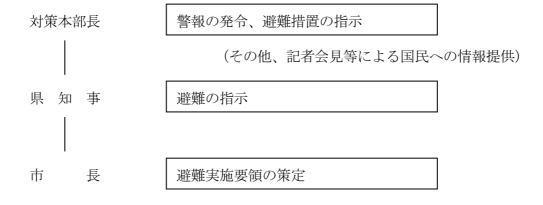
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠であり、また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実 施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定 は、各執行機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、 それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要。
- ・また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、 関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

○弾道ミサイル攻撃(通常弾頭、BC弾頭)

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下 街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、県知事からの避難の指示の内容に 沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難 措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々 人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

※弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

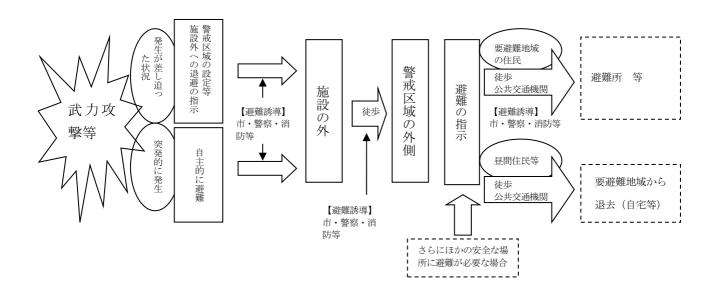


実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

- ○航空攻撃(通常爆弾等)弾道ミサイル攻撃に準じる。
- ○緊急対処事態(大規模テロ等) 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処で記述

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難(退避)の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

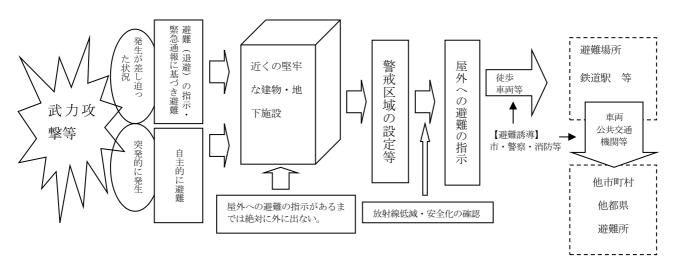


【該当する事態類型と避難上の留意点】

○緊急対処事態(大規模テロ等(NBC攻撃を伴う場合を含む)) 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処で記述

② 突発的かつ広範囲な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他市区町村(他都県)の避難所まで誘導する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

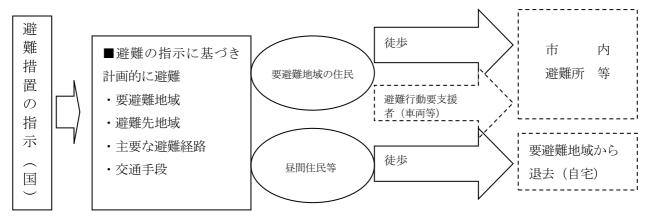
- ○弾道ミサイル攻撃(核弾頭)
 - ・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
 - 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
 - ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を 受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示(風 下をさけ極力風向きと垂直方向)がなされる。
 - ・市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、県知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

○航空攻撃(核弾頭)

弾道ミサイル攻撃(核弾頭)に準じる。

③ 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

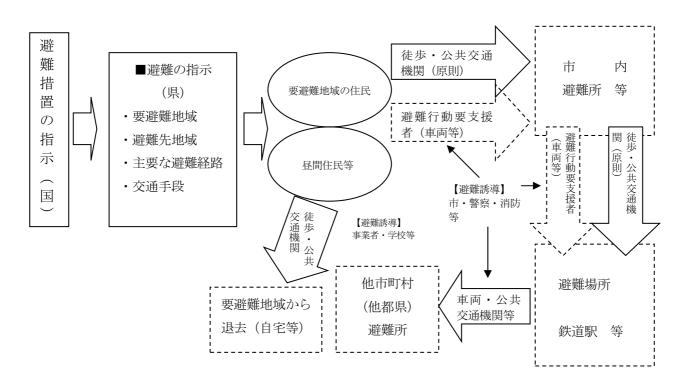
市が要避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

- ○ゲリラ・特殊部隊による攻撃 (施設占拠に伴う周辺住民の避難等) 警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難
- ④ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

市が避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他市区町村(他都県)まで誘導する。



【該当する事熊類型と避難上の留意点】

○着上陸侵攻

- ・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に 伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地 域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要 となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく県知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第5 救援

1 救援の実施等

(1) 救援の実施

【法第75条、施行令第9条】

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ① 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著 しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

【法第77条】

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社千葉県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社千葉県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

【法第 79 条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、市内が避難先地域となった場合、県との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。また、開設に当たっては、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

イ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

② 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、県が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、県による一括調達を原則とし、必要に応じて県及 び市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、市における備蓄品又は調達 品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は、県に対して応急給水を要請するとともに、県と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

市は、県と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

市は、医療救護所の設置、医療救護担当職員等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

市は、必要に応じて、県に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- 医薬品、医療資材の補充
- 県医療救護班の派遣
- ・県医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は、県と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。 医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、県と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・市や県の派遣する医療救護担当職員等が使用する自動車による搬送
- ・県が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

市は、警察、消防機関等が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、県に対し、広域火葬の応援を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、県が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃事態等を受けた住宅の応急修理

市は、県が行う武力攻撃事態等を受けた住宅の応急修理に関して、県が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、支給すべき必要量を把握し県に報告する。

市は、県が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い

市は、警察、消防機関等が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 警察等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。 市は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法(遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及 び検案等の措置)等について、県、警察等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃事態等によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃事態等のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、県と協力し、これらを除去する。

4 救援の基準等 【法第75条】

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の 程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別の基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるとともに平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

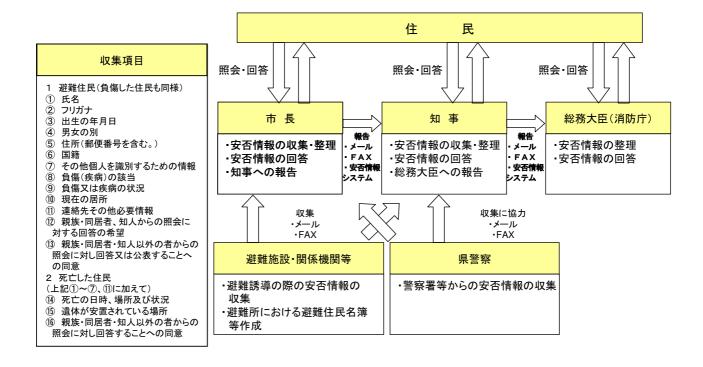
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示する。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

【法第94条】

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、諸学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集するほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 【法第94条】

県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用して行う。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

【法第95条】

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口等について、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、 市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応 窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することに より受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようと する者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭 や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、 本人であることを証する書類(運転免許証等)を窓口において提出又は提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する 書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別 (以下「4情報」という。)について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行 う。なお、照会者が他の市町村に住所を有する場合は、安否情報省令第3条第3項に基づ き、当該市町村に問い合わせることにより、4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)による本人確認等を行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会

をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第 5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

安否情報照会書

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣 (都道府県知事) 様 (市町村長)

申請者

<u>住所(居所)</u> 氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

① 被照会者の親族又は同居者であるため。 照会をする理由 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民) (○を付けてください。③の場合、理 であるため。 ③ その他 由を記入願います。) (備考 氏 名 被照会者を特定するために必要な フリガナ 出生の年月日 男女の別 住 所 籍 玉 その他(日 本) (日本国籍を有しない者に限る。) 事 その他個人を識別する 項 ための情報 **※** 申請者の確認 考 **※** 備

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

C第 5 -	号(第4条関係)	安否情報回答書
		年 月 日
様		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
:	年 月 日付けで照会が	あった安否情報について、下記のとおり回答します。
避	難住民に該当するか否かの別	
	攻撃災害により死亡し又は負 た住民に該当するか否かの別	
	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
被	男女の別	
照	住所	
会	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。	日本 その他()
者	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを 職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は 疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報につい ては、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

【法第96条】

市は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力 攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必 要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処

【法第 97 条】

市は、国や県等の関係機関と協力して、本に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 知事への措置要請

【法第 97 条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保

【法第22条】

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

【法第 98 条】

① 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、 不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、 その旨を市長に通報する。

② 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合に おいて、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるとき は、速やかにその旨を知事に通知する。

2 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保

【法第 102 条】

① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

③ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

【法第 103 条】

① 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と 市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は次のとおりである。

【対象】

市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送 取扱所を除く。) (国民保護法施行令第29条)

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第 12 条の 3)
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号)

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。 また、市長は、①のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質 等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 NBC攻撃による災害への対処等

【法第107条、第108条】

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、政府が定める方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、下記に定める。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、 現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区 域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 政府の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、警察署、 自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に 関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、 活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

※なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、 発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した ときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうし た特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	移動の制限移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	• 廃棄
5号	建物	・立入りの制限・立入りの禁止・封鎖
6号	場所	・交通の制限・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- 1 当該措置を講ずる旨
- 2 当該措置を講ずる理由
- 3 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
- 4 当該措置を講ずる時期
- 5 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

4 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示 【法第 112 条】

① 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要が あると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

退避の指示を行うに際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示と避難の指示】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合 に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

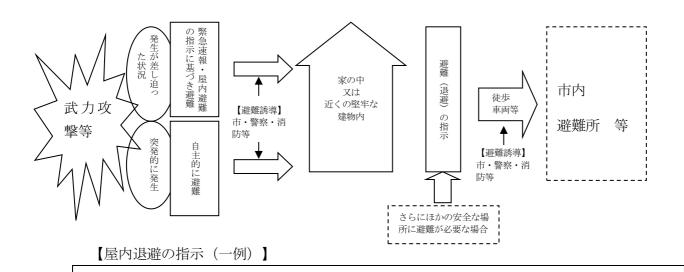
【退避の指示(一例)】

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

② 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

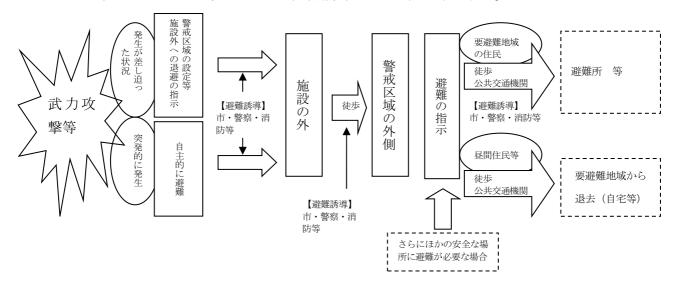
- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、 外気の接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合に おいて、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少 ないと考えられるとき



「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

③ 屋外退避の指示

市長は、大規模集客施設などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、屋外退避(避難所等への退避)を指示する。



【屋外退避の指示(一例)】

○ ○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

④ 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝 達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、市長は、退避の指示の内容等について、知事に通知する。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避 の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要 な活動について調整を行う。

⑤ 安全の確保等 【法第22条】

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及 び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての 最新情報を共有するほか、消防機関、警察等と現地調整所等において連携を密にし、活 動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標 章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定 【法第 114 条】

① 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現 地調整所における警察署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等

を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を 活用し、住民に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入り を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署等、消防機関等と連携して、車両 及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応で きるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を 確保する。
- エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、 警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い 必要な活動について調整を行う。
- ③ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 市長の事前措置

【法第 111 条】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担 【法第 113 条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しく は収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置 の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

(4) 消防に関する措置等

① 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等 や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が 行われるよう必要な措置を講じる。

② 消防機関の活動

【法第 97 条】

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全

確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び 軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し 武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消 防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

③ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

④ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、③による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

⑤ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

⑥ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

⑦ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

8 安全の確保 【法第 22 条】

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、自衛隊等と共に

現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武 力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、 薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行 う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、 必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の 収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集 【法第 126 条】

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、情報収集に当たっては消防機関、警察署等との連絡を密にするとともに、特に消防機 関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告 【法第 127 条】

市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年 10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに 被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火 災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、避難住民等の健康状態の把握、健康被害の予防、衛生状態の改善のため、医師等保健医療関係者の協力による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対し、情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) し尿処理

① 避難施設等への仮設(簡易)トイレの設置

市は県と協力し、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

② 支援の要請

市は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理 施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(環境省環境再生・資源 循環局災害廃棄物対策室)及び「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理体 制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例 【法第 124 条】

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、住民の生活基盤を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

【法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済 上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の価格の高騰や買占め及び売 惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

【法第 134 条】

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃 事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

【法第 137 条】

道路等の管理者として市は、管理する道路を適切に管理する。

第11 特殊標章等の交付及び管理

市は、武力攻撃事態等において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949 年8月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書) において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力 (以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」)という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章。

(オレンジ色地に 青の正三角形)



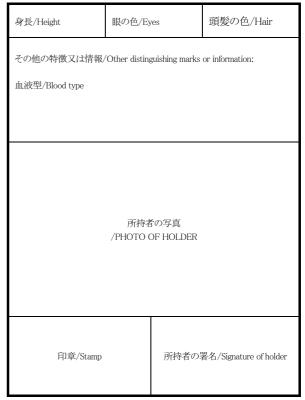
【法第 158 条】

イ 身分証明書

有効期間の満了日/Date of expiry

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。





(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される 場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

【法第 158 条】

市長及び消防長は、それぞれ、「四街道市武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関する要綱」及び「四街道市消防本部武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関する要綱」に 基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう、適切に管理する。

- ① 市長が交付等する者
 - ・ 市の職員(消防職員及び次号に掲げる者を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う 者
 - 消防団長及び消防団員
 - ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長が交付等する者

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総論

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしており、現に、2015 年のシリアにおける邦人殺害テロ事件及び同年のチュニジアにおける襲撃事件、2016 年のダッカ襲撃テロ事件、さらに 2019 年のスリランカ同時爆発テロ及び同年のアフガニスタンにおける邦人銃撃テロ事件など、テロが世界的な脅威となっている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、 緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が 考えられるため、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
可燃性ガス貯蔵施設、航空	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフ
燃料パイプライン等の爆破	ライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。
破壊	・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、駅等の爆 破	・大規模集客施設、駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生 し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中枢※に対する攻撃	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。
※市庁舎、交通施設、トンネル、電力・通信施設等	・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活 が圧迫される。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<放射性物質> ○ダーティボム等の爆発 による放射能の拡散 ○水源地に対する放射性 物質の混入	 ・ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
<生物剤・毒素> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入	 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

	・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が 生じることである。
<化学剤> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の 死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用

【法第172条】

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保する。

また、市は、警察署、消防機関、自衛隊等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実動面等の強化に努めるものとする。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施する。予防対策を講ずる際は、特に、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

3 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県や関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意する。

- ・多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- ・放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- ・国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

第2章 緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

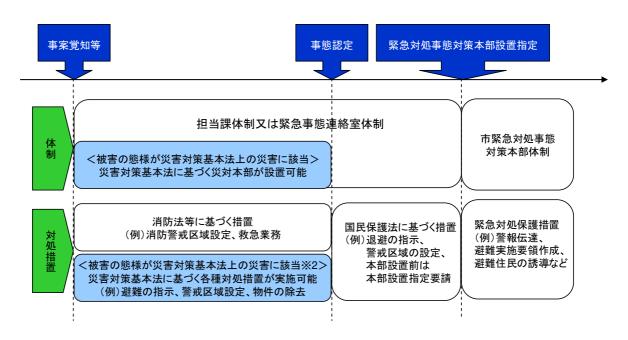
市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

1 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市国民保護対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、 直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報 収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅 速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。 この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機 関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による 消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、 必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置 を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を 行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市緊急対処事態対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市緊急対処事態対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

(4) 市緊急対処事態対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急対処事態 対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市緊急対処事態対策本 部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

第2 市緊急対処事態対策本部の設置等

市が、緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急対処事態対策本部の設置手順

(1) 市長による市緊急対処事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)を経由して市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置する。

また、事前に緊急事態連絡室体制等をとっていた場合は、市緊急対処事態対策本部に切り替えるものとする。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急対処事態対策本部員等及び同事務局職員等の参集
- イ 市緊急対処事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 代替施設における本部機能の確保

2 その他市緊急対処事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急対処事態対策本部等の組織構成及び機能
- イ 市緊急対処事態対策本部における広報等
- ウ 市緊急対処事態現地対策本部の設置
- エ 現地調整所の設置
- オ 市緊急対処事態対策本部長の権限
- カ 市緊急対処事態対策本部の廃止
- キ 通信の確保

第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

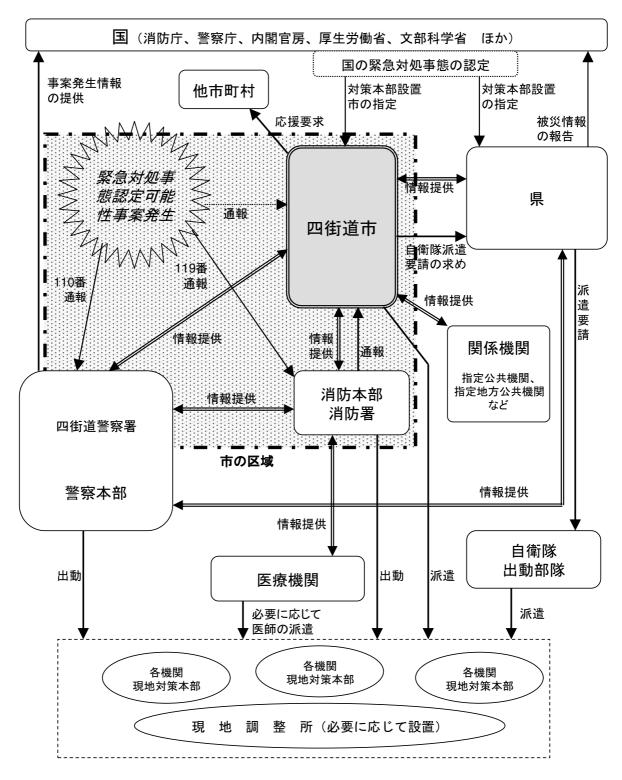
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態等における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、市や県と消防、警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

(1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案(以下、「緊急対処事態認定可能性事案」という。)発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、 検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など

(2) 緊急対処事態認定前後における関係機関連携モデル



- ※ 「緊急対処事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、 上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示した ものである。
- ※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所本庁舎内に設置される市緊急対処事態対策本部にて行う。

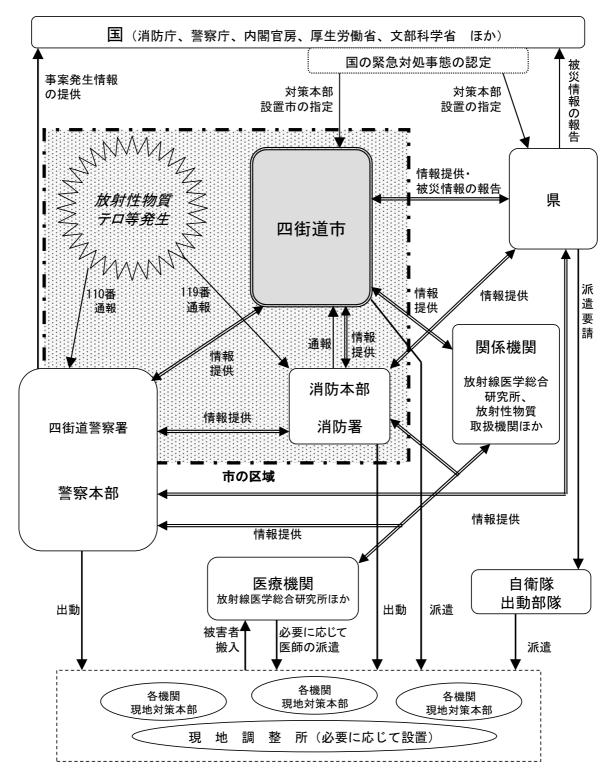
2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

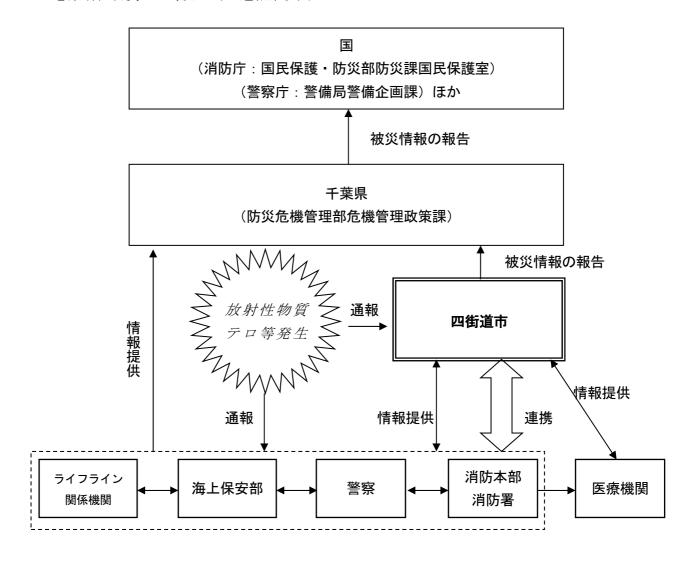
- (1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案(以下、「放射性物質テロ等」という。)
 - ① 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
警 察	情報収集、情報提供、簡易検知、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救 急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など

② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ 放射性物質テロにより、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の 近くでトラック爆弾(大量の爆発物を積んだ大型車)を爆破させるというようなことが挙げ られる。 ③放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

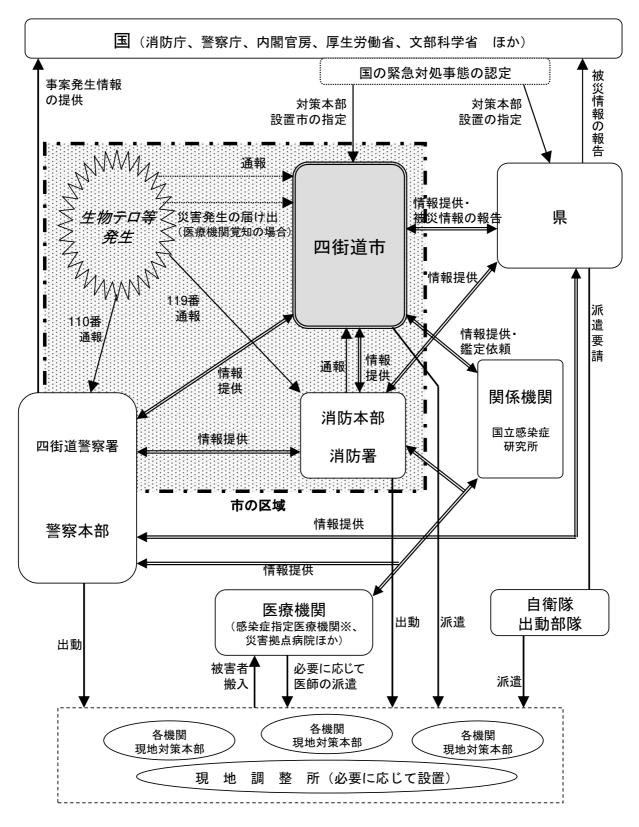


(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案(以下「生物テロ等」という。)

① 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

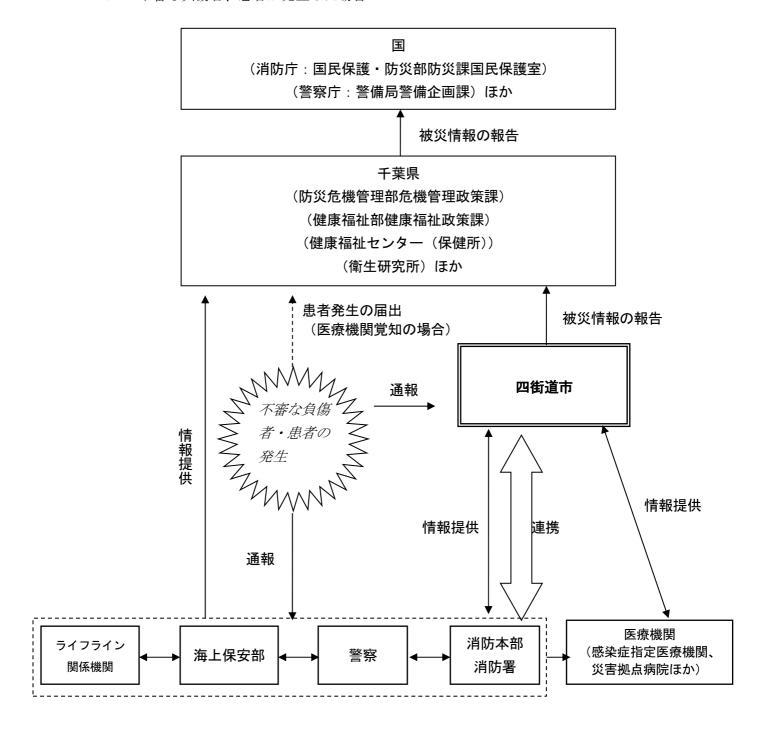
市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、 ワクチン接種(医療機関と協力)、(可能な範囲で)地域・施設の除 染、消毒など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染(生物剤を含んだ物質を散布されたときなど)、救急搬送など
医療機関	救急医療、健康福祉センター(保健所)への届け出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など

② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル

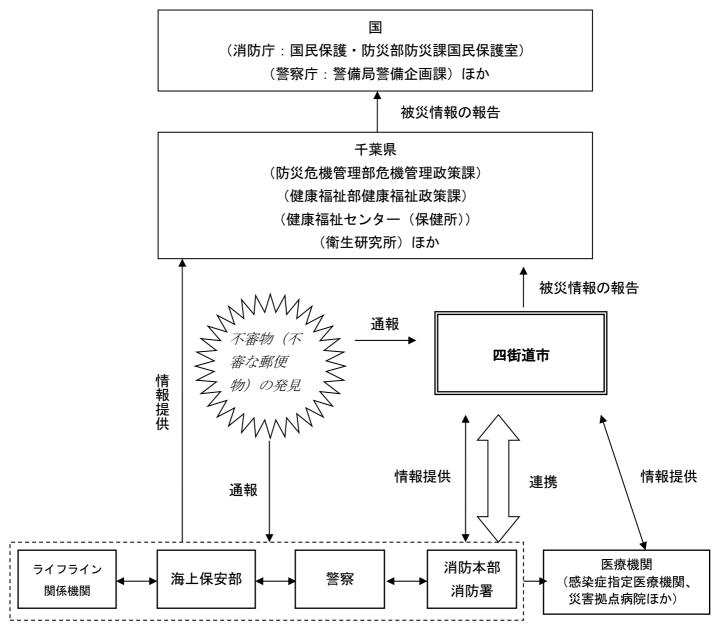


※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所 等の特定が通常困難であることに留意する。 ③ 生物テロ等発生時の連絡系統図

ア 不審な負傷者、患者が発生した場合



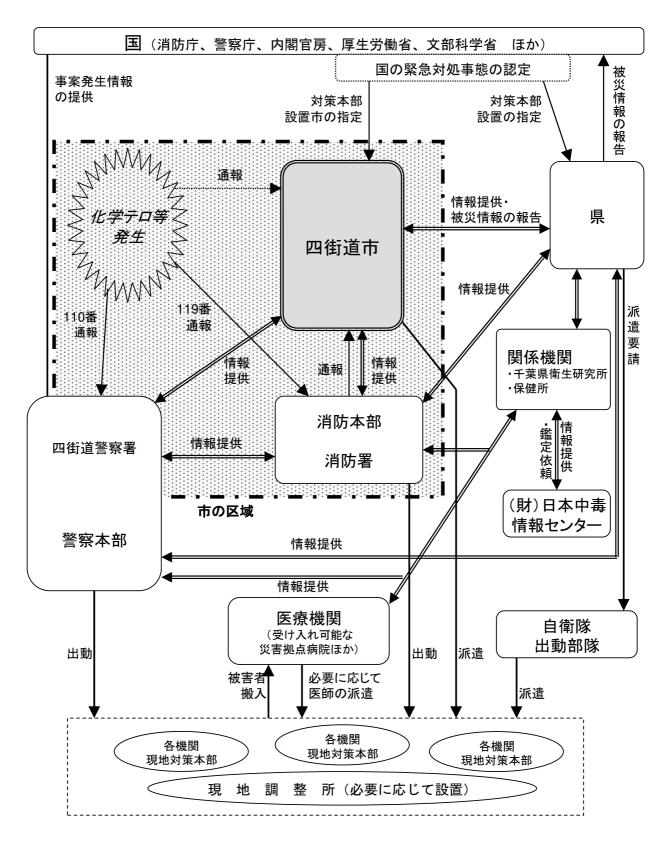
イ 不審物 (不審な郵便物) が発見された場合



- (3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案(以下「化学テロ等」という。)
 - ① 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

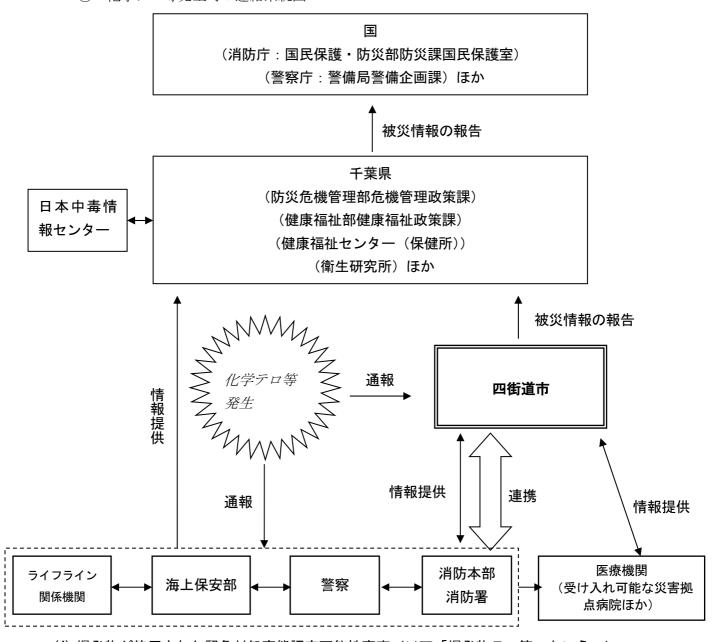
市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除 染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など

② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ (財)日本中毒情報センター:テロに使用された物質に関する助言を行う。 (除染剤、除染方法、処理方法など)

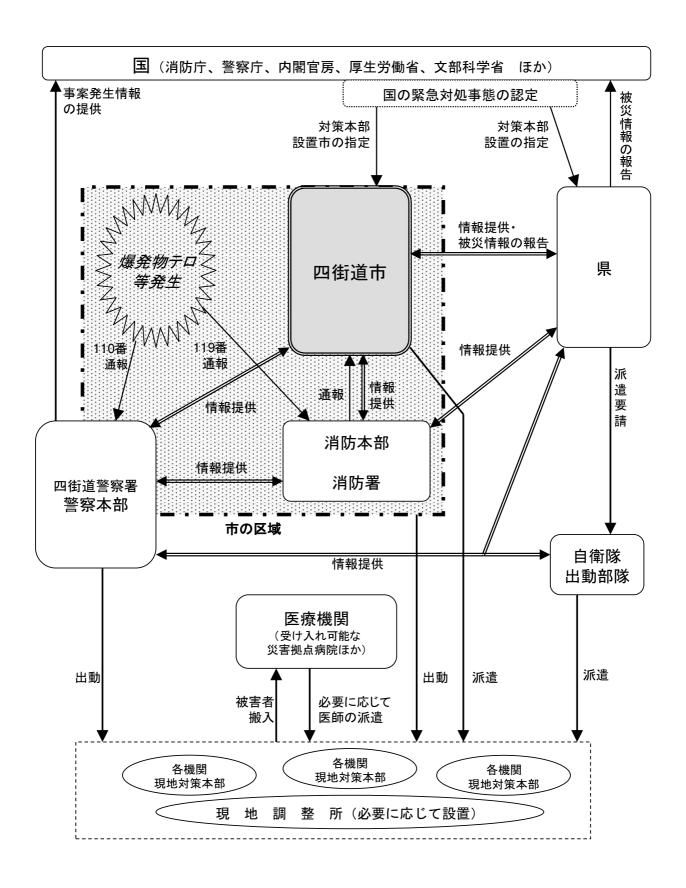
③ 化学テロ等発生時の連絡系統図



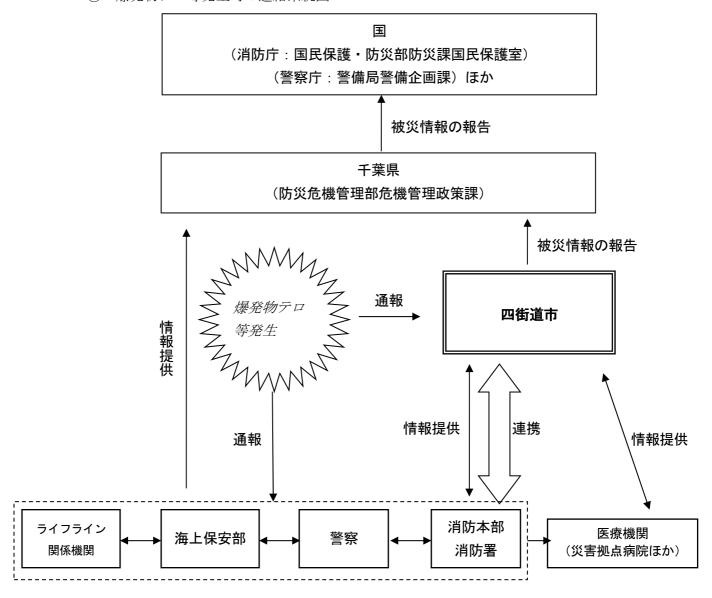
- (4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案(以下「爆発物テロ等」という。)
 - ① 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など		
県	情報収集、情報提供、健康相談、(自衛隊派遣要請)など		
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など		
消防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など		
医療機関	救急医療、トリアージなど		
自衛隊	捜索及び救出など		

② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



③ 爆発物テロ等発生時の連絡系統図



第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 特殊標章等の標章の取扱い

特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には 準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害(以下「武力攻撃災害等」という。)が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

【法第 139 条】

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。 また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

【法第 140 条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送の確保に必要な復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、武力攻撃災害等の復旧に関し、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害等により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

【法第 168 条】

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により 原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し 負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償 【法第 160 条】

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

【法第161条】

【法第 159 条】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。